

愛情ギュッとす〜っとはむら♡

広報 はむら

12月15日号

令和2(2020)年

広報はむら 令和2年12月15日号

令和2(2020)年12月15日発行 第1035号 URL = <http://www.city.hamura.tokyo.jp> 〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘5-2-1 ☎042-555-1111 ⑨337 FAX 042-554-2921



9月23日に産まれたミーアキャットの子どもたち！動物公園でのお披露目時期は、動物公園ウェブサイト、またはTwitterでお知らせするりん♪



動物公園ウェブサイト



Twitter公式アカウント

聖火リレートーチがやってくる！

東京2020オリンピック・パラリンピック 聖火リレートーチ巡回展示

東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレートーチが羽村市にやってきます。

間近で聖火リレートーチを見ることができます。
市役所にお越しの際はぜひお立ち寄りください。

展示日時 12月24日(木)・25日(金)の午前8時30分～午後5時

会場 市役所1階市民ホール

展示物 オリンピック聖火リレートーチ、パラリンピック聖火リレートーチ(各1本)

※トーチに触れることはできません。

問合せ 東京オリンピック・パラリンピック準備室⑨344

◀オリンピック聖火リレートーチ
Photo by Tokyo 2020

▶パラリンピック聖火リレートーチ
Photo by Tokyo 2020

はい！

こちら消費生活センター

「クーリング・オフ」ってなに？

問合せ 消費生活センター⑨641



最近の相談でアドバイスすることが多い「クーリング・オフ」制度。知っている方も多いと思いますが、間違えて覚えていた場合もあるようなので、改めて解説します。

「クーリング・オフ」は、いったん契約の申込みや締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。

クーリング・オフ期間は、契約書または申込書(法定書面)の受領日を1日目(起算日)として数えます。期間内に、はがき(特定記録郵便または簡易書留)でクーリング・オフする旨を通知します。その際、必ずはがきを両面コピーして手元に残してください。

特定商取引法におけるクーリング・オフができる取引と期間

■訪問販売(キッチンセールス・アポ

イントメントセールスを含む)

：8日間

■電話勧誘販売：8日間

■連鎖販売取引(マルチ商法)：20日間

■特定継続的役務提供(エステティク・美容医療・語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室・結婚相対手紹介サービス)：8日間

■業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法等)：20日間

※これらの販売方法・取引でも、条件によってはクーリング・オフできない場合があります。

通信販売の場合

クーリング・オフ制度はありません。

返品可否や条件についての特約がある場合には、特約に従うこととなります。

返品特約がない場合には、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば返品することができますが、費用は消費者が負担します。

消費者が負担します。



広報はむらは再生紙を使用しています

市公式サイト



市公式PRサイト



Twitter



Facebook



Instagram



YouTube

